

保護者 様

水戸啓明高等学校

インフルエンザにおける療養報告書の提出について

インフルエンザは、重篤化すると命にかかわることもある感染力の強い病気です。そのため、学校保健安全施行規則第19条により、出席停止期間が決められております。インフルエンザと診断を受けた場合は、十分休養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」に療養経過を記入し、学校へ提出をお願い致します。

〈インフルエンザ出席停止期間の基準〉

「発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで出席停止とする。」

水戸啓明高等学校

校長 田中睦啓 殿

※保護者が記入する

インフルエンザにおける療養報告書

普通・商業 科 _____ 年 _____ 組生徒氏名 _____

インフルエンザ（A型・B型・不明）との診断（_____月_____日）を受け療養中のところ、下記経過のとおり症状が軽快し、出席停止期間基準1～3をすべて満たす状態に回復したことを報告します。よって_____月_____日より登校します。

記

チェック (レ)	出席停止期間基準	
1	発症日(発熱した日)を「0」として、翌日から数え5日を経過している。 発症日を記入：_____月_____日(_____)	
2	解熱後2日を経過している。 →朝から平熱に戻った日を1日と数えます。	
3	登校しても活動できる状態に回復している。 ・咳がひどくない ・食欲がある ・1日中起きていてもつらくない	

受診した医療機関名 _____

上記のとおり相違ありません。

_____年 _____月 _____日

保護者氏名 _____

㊞